

NEXT FUNDS

南アフリカ株式指数・ FTSE/JSE Africa Top40 連動型上場投信

追加型投信 海外 株式 ETF インデックス型

【投資信託説明書（交付目論見書）】

(2011年9月30日)

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	ETF	インデックス型	債券 その他債券 クレジット属性 (高格付債)	年1回	アフリカ Iマージング	なし	その他 (FTSE/JSE Africa Top40指数)

上記、商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

- <委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]
 金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第373号 設立年月日: 昭和34年(1959年)12月1日
 資本金: 171億円(平成23年8月末現在) 運用する投資信託財産の合計純資産総額: 15兆8886億円(平成23年7月29日現在)
- <受託会社> 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
 この目論見書により行なうNEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40連動型上場投信の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年9月29日に関東財務局長に提出しており、平成23年9月30日にその効力が生じております。

ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。

ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104
 <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時



ホームページ
<http://www.nomura-am.co.jp/>



携帯サイト (基準価額等)
<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

南アフリカ・ランドベースの FTSE/JSE Africa Top40 指数 を対象株価指数(「対象株価指数」といいます。)とし、円換算した対象株価指数に連動する(基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。)投資成果を目指します。

FTSE/JSE Africa Top40指数は、南アフリカを代表する株価指数です。ヨハネスブルク証券取引所に上場する銘柄で構成されているFTSE/JSE Africa全株指数の採用銘柄のうち、時価総額上位40銘柄で構成されています。指数の計算方法は、浮動株調整済時価総額加重平均方式です。2002年6月21日を基準日とし、その日の指数値を10300.31として算出されています。

南アフリカ・ランドベースである対象株価指数の日本円換算は、原則として、対象株価指数と同日付の、WMロイターが発表するロンドン時間午後4時のスポット・レートの仲値を用いて算出します。ただし、当該レートが発表されない場合、委託会社が同等ないしは適切と判断する為替レートをを用いることができます。

ファンドの特色

主要投資対象

指数連動有価証券¹または対象株価指数に採用されている銘柄(採用が決定された銘柄を含みます。)の株式ならびに株価連動有価証券²を投資対象とします。

- 1 対象株価指数(対象株価指数と表示通貨を同一に換算することで当該対象株価指数との連動性を有するものを含むものとします。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券
- 2 対象株価指数に採用されている銘柄の株式およびすでに公表された対象株価指数採用予定の銘柄の株式の各銘柄の株価(当該株価と表示通貨を同一に換算することで当該株価との連動性を有するものを含むものとします。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券

投資方針

次のいずれかの運用方法により、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。なお、この信託の受益権と信託財産に属する株式の交換等が円滑に行なえると、委託会社が判断するまでの間、原則としてイの方法は行ないません。また、アの方法からイの方法へ、またはイの方法からアの方法へ、運用方法を転換する場合があります。

ア. 指数連動有価証券のみに投資を行なう方法

イ. 対象株価指数に採用されている銘柄の株式およびすでに公表された対象株価指数採用予定の銘柄の株式ならびに株価連動有価証券のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄(当該銘柄の株価連動有価証券を含む。)の数の比率を対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行なう方法

追加設定時には、設定後の信託財産が上記 に沿うよう、信託財産を組成します。

次の場合には、上記 に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

- ・対象株価指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
- ・対象株価指数における、その採用銘柄の変更または資本異動等対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合
- ・信託財産に属する指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行体の信用度が低下し、基準価額と日本円換算した対象株価指数の連動性が失われるおそれがある場合
- ・交換が行なわれた場合
- ・上記 のアの運用方法から上記 のイの運用方法へ、または上記 のイの運用方法から上記 のアの運用方法へ、運用方法を転換する場合
- ・その他基準価額と日本円換算した対象株価指数の連動性を維持するために必要な場合

投資を行なう公社債は、原則としてA格以上の格付けを有する信用度の高いものとし、(格付けのない場合には、委託会社が同等の信用度を有すると判断したものを含まず。)

公社債への投資にあたっては、複数の発行体が発行する公社債に投資するよう努めます。ただし、この信託の純資産総額が少ない場合等には、複数の発行体が発行する公社債へは投資しない場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

FTSE/JSE Africa Top40指数の著作権等について

NEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40連動型上場投信は、いかなる方法においても、FTSE International Limited (以下、「FTSE」といいます。)、London Stock Exchange Plc(以下、「Exchange」といいます。)、The Financial Times Limited(以下、「FT」といいます。)(以下、三者を集合的に「使用許諾者」といいます。)により、提供・支援・販売または販促されるものではなく、使用許諾者のいずれも、FTSE/JSE Africa Top40指数(以下、「指数」といいます。)の使用から得られる成果および/あるいは特定の日時ないしは別の方法によって当該指数が示す数値に関して、明示的または黙示的に、いかなる保証も説明も行なうものではありません。指数は、FTSEによって、編集、計算されます。使用許諾者のいずれも、指数のいかなる誤りについて何人に対しても(過失あるいはその他の)責任を負わず、当該いかなる誤りについて何人に対しても通知する義務を負いません。「FTSE」はExchange とFT の登録商標です。全ての商標について FTSEによる使用が許諾されています。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用は、投資方針にしたがって有価証券に投資するまでの間、または対象株価指数に連動する投資成果を目指す目的に限るものとし、対象株価指数またはその他の南アフリカの株価指数を対象とした株価指数先物取引に限り、補完的に行なうことができます。

分配の方針

毎年7月8日に分配を行ないます。

分配金額は、信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。また、売買益が生じて、分配は行ないません。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 **7月** 8月 9月 10月 11月 12月



* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。**なお、**投資信託は預貯金と異なります。**

株価変動リスク	ファンドは、指数連動有価証券または対象株価指数に採用されている銘柄(採用が決定された銘柄を含みます。)の株式もしくは株価連動有価証券(以上を総称して、「指数連動有価証券等」といいます。)に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう南アフリカの株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
債券価格変動リスク	債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
為替変動リスク	ファンドは、原則として為替変動リスクを軽減させるための為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とする南アフリカの通貨の為替変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

対象株価指数と基準価額の乖離要因

ファンドは、指数連動有価証券等を原則として高水準に組み入れて運用し、基準価額が日本円換算した対象株価指数と高位に連動することを目指しますが、次のような要因があるため、日本円換算した対象株価指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

指数連動有価証券等の売買単位未満の金銭を保有するなどの影響で組入比率が必ずしも100%とはならないこと

資金の流入から実際に指数連動有価証券等を買付けるためのタイミングのずれ

指数連動有価証券等の売買・評価価格と日本円換算した対象株価指数とのずれ(指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行体の信用度が低下した場合等も含まれます。)

ポートフォリオ構成の調整や指数連動有価証券または株価連動有価証券が満期近くとなった場合の銘柄入れ替え時等における売買コストの負担があること

信託報酬等のコスト負担があること

* 対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの基準価額と日本円換算した対象株価指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が日本円換算した対象株価指数との連動または上回ることを保証するものではありません。

ファンドが実質的に投資する南アフリカにおいては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。また、南アフリカの法令や税制等の変更により、ファンドが直接的または間接的に影響を受ける場合があります。

ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

「交換」によって受益者に交付または振替される指数連動有価証券および株価連動有価証券は、一般に上場されておらず、流動性・換金性に乏しい場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

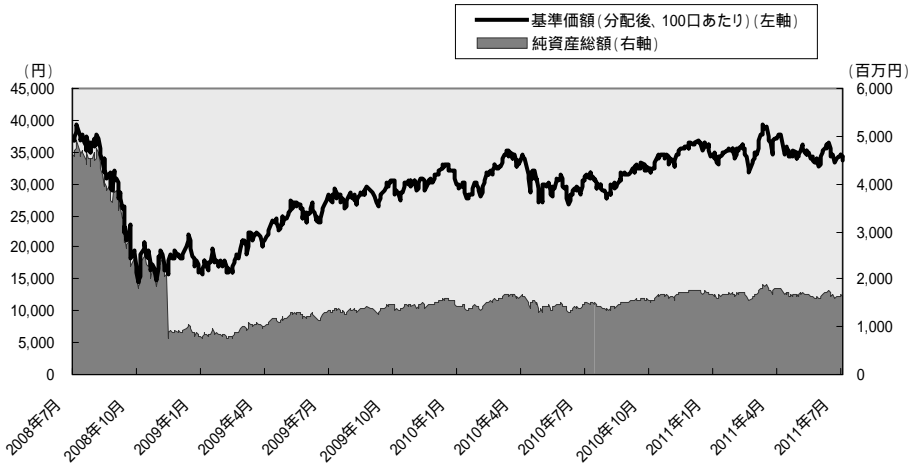
運用実績 (2011年7月29日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次:設定来)

分配の推移

(100口あたり、課税前)



2011年7月	0 円
2010年7月	0 円
2009年7月	0 円
--	--
--	--
設定来累計	0 円

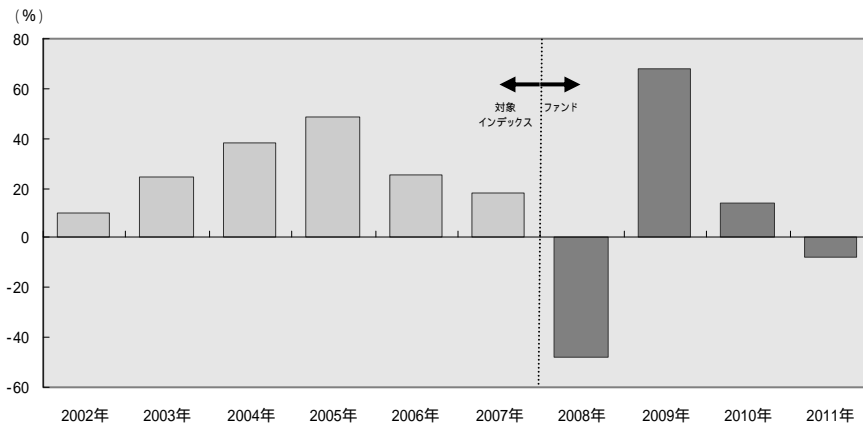
主要な資産の状況

銘柄別投資比率

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	SA)UBS AG LONDON BRANCH	社債券	99.6

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2002年から2007年は対象インデックスの年間収益率。
- ・2008年は設定日(2008年7月25日)から年末までのファンドの収益率。
- ・2011年は年初から7月末までのファンドの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、運用実績ではありません。ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	200万口以上100口単位
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日(購入申込受付日)の基準価額に100.6%の率を乗じた価額 (ファンドの基準価額は100口あたりで表示しております。)
購 入 代 金	原則、販売会社の指定する日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
当 初 元 本	1口あたり368円
受 益 権 の 交 換	受益者は、自己の有する受益権につき、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することができます。
交 換 単 位	200万口以上
交 換 価 額	交換申込日の翌営業日(交換請求受付日)の基準価額
交 換 有 価 証 券 の 交 付	原則として、受託会社は委託会社の指図に従い、販売会社に対し、交換請求受付日から起算して7営業日目から信託財産に属する交換有価証券の交付または振替を行いません。販売会社は、受託会社から交付または振替を受けた有価証券を、所定の手続きを経て受益者に速やかに交付または振替するものとします。
申 込 締 切 時 間	午後3時までに、申込みが行なわれたものを翌営業日の受付分とします。
購 入 の 申 込 期 間	平成23年9月30日から平成24年9月27日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申 込 不 可 日	<p>次の期日または期間における、購入、交換の各申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入、交換の各お申込みの受付を行なうことができます。</p> <p>< 購入 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日 と同日付となる場合の当該申込日 ・購入申込日当日が、「日本の営業日でない日かつ、別に定める海外の休日 でない日」の前営業日となる場合の当該申込日 ・信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の償還や、信託財産が組み入れる当該指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行等による、信託財産における入れ替え等に要する期間として委託会社が別に定めるもの ・ファンドの決算日の前々営業日および前営業日 ・上記のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p>< 交換 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交換申込日当日から起算して8営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、別に定める海外の休日 と同日付となる日がある場合の当該申込日 ・交換申込日当日から起算して8営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の決済機関の非営業日と同日付となる日がある場合の当該申込日 ・信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の償還や、指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行等による、信託財産における入れ替え等に要する期間として委託会社が別に定めるもの ・交換申込日の翌営業日の翌日から、当該交換申込日当日から起算して8営業日目の前日までの期間に、ファンドの計算期間終了日(毎年7月8日)がある場合の当該申込日 ・上記のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p>次の条件のいずれかに該当する日をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヨハネスブルグ証券取引所の休場日 ・ヨハネスブルグ、ロンドンまたはニューヨークの休日(銀行の通常の営業日以外の日)

購入・交換申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、交換の各お申込みの受付を停止すること、およびすでに受付けた購入、交換の各お申込みの受付を取消することができます。
信託期間	無期限（平成20年7月25日設定）
上場市場	大阪証券取引所
繰上償還	受益権の口数が400万口を下ることとなった場合等は、償還となる場合があります。また、上場した全ての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は、償還となります。
決算日	毎年7月8日
収益分配	年1回の決算時に分配を行いません。
追加信託金の限度額	1兆円
公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	運用報告書は作成いたしません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が独自に定める額 (詳しくは販売会社にお問い合わせください。)
信託財産留保額	ありません
交換時手数料	販売会社が独自に定める額 (詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、 により計算した額に により計算した額を加えた額とします。</p> <p>日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年0.9975% (税抜年0.95%) 以内 (平成23年9月29日現在 年0.9975% (税抜年0.95%))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配分 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年0.90%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記配分は、平成23年9月29日現在の信託報酬率における配分です。</p> <p>有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の42%(税抜40%)以内の額。 その配分については委託会社80%、受託会社20%とします。</p> <p>ファンドの信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p>	信託報酬率		年0.9975% (税抜年0.95%) 以内 (平成23年9月29日現在 年0.9975% (税抜年0.95%))	配分 (税抜)	委託会社	年0.90%	受託会社	年0.05%
信託報酬率		年0.9975% (税抜年0.95%) 以内 (平成23年9月29日現在 年0.9975% (税抜年0.95%))							
配分 (税抜)	委託会社	年0.90%							
	受託会社	年0.05%							
その他の費用・ 手数料	<p>対象株価指数に係る商標使用料(平成23年9月29日現在) ファンドの純資産総額に対し、年0.04%を乗じて得た額とします。</p> <p>ファンドの上場に係る費用(平成23年9月29日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場手数料: 追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.007875%(税抜0.0075%)。 ・上場の年賦課金: 毎年末の純資産総額に対して、最大0.007875%(税抜0.0075%)。 <p>また、その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・ファンドに関する租税、監査費用 等 								

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して10%
売却時及び交換時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 売却時及び交換時の差益(譲渡益)に対して10%

* 上記は平成23年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。